

アクション・プランを実現するための提案書（鳥栖市） ～鳥栖市とハローワークによる一体的な就労支援～

1 提案の概要

福祉部門・子育て支援部門を設置している市庁舎内に、ハローワーク部門による相談窓口を設け、生活保護受給者や住宅手当受給者、母子家庭の就労希望者等に対し、ハローワーク部門の相談員と福祉事務所（社会福祉課）の就労支援員・ケースワーカー、子育て支援部門（子ども育成課）の母子自立支援員や婦人相談員等が連携して、一体的に就労支援を実施することにより、就職につなげる。

（1）支援対象

生活保護世帯の15歳から64歳までの稼働年齢層の中で稼働能力・就労意欲を一定有し、就労支援による自立の可能性が見込める者や、母子家庭の就労希望者、その他一般の求職者。

（2）設置場所

市庁舎東別館1階を予定。

2 提案理由

平成20年、アメリカの投資銀行が経営破綻したことを引き金とした世界的な金融危機以後、鳥栖公共職業安定所管内の求人倍率は0.3～0.4倍台といった状態は脱したものの、現在も0.5～0.6倍台と低い水準で推移しており、雇用情勢は未だに厳しい状況にある。また、経済・雇用環境の悪化に伴い、生活保護受給者が増加傾向にある。

そのような中、鳥栖市では15歳から64歳までの稼働年齢層の中で就労可能な者の「保護からの脱却」を図るため、社会福祉課の就労支援員及び、1ヶ月に1度程度来庁いただくハローワークの就労支援ナビゲーターと共に、面談を行うなどして就労支援に取り組んでいるが、就労による自立に至らない場合が多い。

気軽に求人情報に触れ、就職相談ができる場所が身近な市役所にあることで、ハローワークが実施している就職支援セミナー、ステップアップセミナー、その他各種セミナーへの申し込みがその場でできるほか、応募したい求人がある場合には、その場での紹介状の作成も可能であるため、ワンストップサービスによる迅速な対応が可能となり、就労支援の取り組みを行う上で、非常に有効であると考えられる。

さらに、市社会福祉課の就労支援員やケースワーカーがハローワーク部門の相談窓口に出場することが容易となり、ハローワーク部門・就労支援員・ケースワーカー3者の緊密な連携による速やかな就労支援が実施でき、新規の生活保護申請者が、申請と同時に求職活動

を行うなどといった対応も可能となる。

また、住宅手当受給者についても、ハローワークで義務付けられている求職活動が身近な市役所で可能となれば、求職活動が行いやすくなる。

さらに、市役所では母子自立支援員や婦人相談員を配置した子育て支援部門や、女性総合相談窓口等により女性に関する総合的な相談や母子家庭の公的援助制度や悩みごと等の相談に応じているほか、母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援する「自立支援教育訓練」により母親の自立を促しているが、気軽に求人情報に触れ、就職相談ができる場所が身近な市役所にあることで、母子家庭の就労希望者の求職活動・就労支援も容易になり、「福祉から就労へ」の更なる促進が期待される。

以上のように、ハローワーク部門が市役所と一体的になることが、市役所を訪れる様々な支援対象者の就労支援に効果的と考えられることから、市とハローワークによる市役所庁舎内の就労支援の一体的実施を提案する。

3 実施内容

就労による自立の実現するために、ハローワーク部門の相談員、福祉事務所（社会福祉課）の就労支援員・ケースワーカー、子育て支援部門（こども育成課）の母子自立支援員や婦人相談員等が連携を図り、対象者の状況に応じた求人情報の提供や職業紹介、トライアル雇用の活用、職業訓練の実施等といった就労支援メニューを行う。

ワンストップサービスで相談できるよう、また身近な地域の就労支援拠点となるよう、市庁舎東別館1階にハローワーク部門による相談窓口を設置するだけに留まらず、就職支援セミナー、ステップアップセミナーなどの各種セミナーや面接会や職場見学会などの開催について、市とハローワークが連携することによって、さらなる就労支援に取り組んでいく。

■市が実施する事項

- ①ハローワーク部門による職業相談の実施場所を市庁舎内に提供。
- ②ハローワーク部門による就職相談窓口開設に関する市民への周知・広報。
- ③就労支援員やケースワーカーなどによる就労支援への参加。
- ④就職支援セミナー、ステップアップセミナー、その他各種セミナー、面接会、職場見学会等の開催に係る協力・支援。
- ⑤各種セミナーや面接会、職場見学会等に関する情報の就労希望者等への提供。
- ⑥市が持つ進出企業の求人情報などといった事業所情報のハローワーク部門への提供。

■国が実施する事項

- ①ハローワーク相談員の配置。
- ②求人情報検索端末の設置。

- ③就職支援セミナーやステップアップセミナー、その他各種セミナー、面接会、職場見学会に関する情報の市への提供。
- ④求人・就労支援に係る情報誌、リーフレットなどの提供。